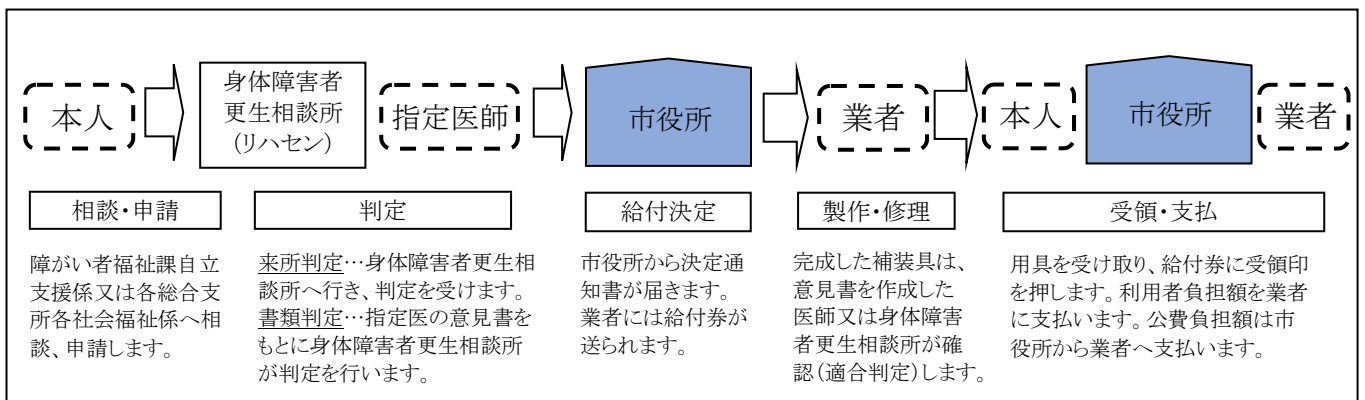


=====**第6章 日常生活の支援**=====

補装具の支給（交付・修理等）

- 対象者** 身体障害者手帳所持者、障害者総合支援法に定める難病患者
入院中は支給対象外となる場合があります。また、他制度での対象者や世帯員の所得が一定以上の場合対象外となります。
- 内容** 身体障がいのある部分を補って、日常生活の向上を図るために、補装具の交付や修理等を行います。原則、補装具費の1割が自己負担です。特に医学的な判定を要する場合、更生相談所の判定、指定医の意見書が必要です。身体状況により、借受けとなる補装具もあります。

補装具の交付の流れ



補装具の種類

対象者	品目
視覚障がい者	盲人用安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障がい者	補聴器
肢体不自由者	義肢（義手、義足）、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖） 次のものは18歳未満のみ 起立保持具、頭部保持具、排便補助具、座位保持いす
肢体不自由者であって音声・言語機能障がい者	重度障がい者用意思伝達装置

《窓口》 市役所・総合支所窓口（1ページ参照）

久喜市地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

相談支援事業

地域の障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行い、指定事業者等との連携・調整等の便宜を総合的に調整する事業です。

下記の指定相談支援事業所に委託して相談支援を行います(利用料はかかりません)。

身体障がい及び知的障がい者に関する相談

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
久喜市障がい者生活支援センター きらら	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内2階	TEL 26-4866 FAX 26-4870	社会福祉法人 啓和会

主に精神障がい者に関する相談

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
久喜市障がい者生活支援センター バルベール ※	久喜市久喜中央2-4-32 コバヤシビル A 棟102	TEL 25-2755 FAX 29-3885	医療法人 大社会

※ 地域活動支援センター I 型(43ページ参照)を併設しています。

具体的な相談支援内容

1	福祉サービスの利用援助	情報提供、相談等
2	社会資源を活用するための支援	各種支援施策に関する助言・指導等
3	社会生活力を高めるための支援	健康管理、金銭管理の助言・指導等
4	ピアカウンセリング	生活能力習得に対する個別的援助、指導等
5	権利擁護のために必要な援助	成年後見制度の活用等
6	専門機関の紹介	障がい者のニーズに応じた紹介
7	自立支援協議会の運営	地域の障がい福祉に関するシステムづくり

成年後見制度利用支援事業

対象者 市内に住所を有する65歳未満の身寄りのない知的障がい者又は精神障がい者で、民法第7条、第11条又は第15条第1項に規定する審判の請求が必要と認められる者

内容 成年後見制度が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の利用支援を行い、申立て費用の一部を助成します。

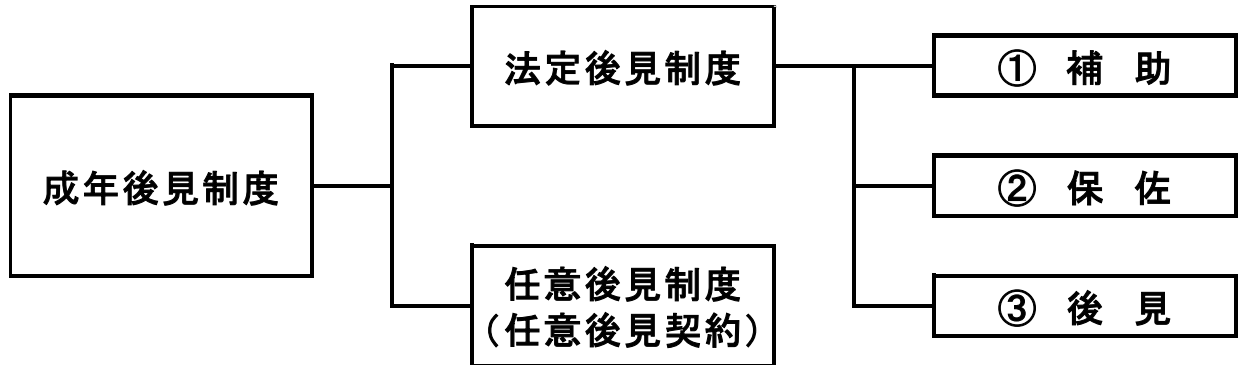
《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

※成年後見制度とは

対象者 判断能力の不十分な方(認知症や知的障がい又は精神障がいのある方)

内容 成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後

見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら保護・支援します。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちにあらかじめ契約により代理人を決めておき判断能力が不十分になった場合に保護を受けるものです。



《窓口》 さいたま家庭裁判所久喜出張所(申立手続に関するお問い合わせ先)
〒346-0016 久喜市久喜東1-15-3
TEL 21-0157

意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な障がい者等について、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

◇手話通訳者の派遣

対象者 市内に居住の聴覚障がい者等

派遣内容 医療、生活、教育、職業、警察、その他(講演会、大会、会議、講座など)

※ 宗教活動、政治活動、営業活動、個人の遊興・娯楽に関することなどには派遣できません。

派遣時間 午前8時～午後10時(緊急の場合はいつでも派遣可)

派遣の範囲 埼玉県内(必要に応じて、県外に派遣することもあります)

派遣費用 無料(ただし、入場料、参加費等が必要な場合は手話通訳者の分もご負担ください)

申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、久喜市社会福祉協議会あて、FAXで申込みしてください。直接、社会福祉協議会の窓口で申込むこともできます。

※ 申込用紙は、社会福祉協議会又は障がい者福祉課、各総合支所各社会福祉係にあります。

申込受付時間 月曜～金曜(午前8時30分～午後5時)(土曜・日曜・祝日を除く)

※ FAXは24時間受信できますが、ご回答は受付時間内になります。

《窓口》 久喜市社会福祉協議会
〒346-0011 久喜市青毛753-1(ふれあいセンター久喜内1階)
TEL 23-2526
手話通訳者派遣専用 FAX 22-1177 ←申込みはこちらへ

◇要約筆記者の派遣

- 対象者** 市内に居住の聴覚障がい者等
- 派遣内容** 医療、生活、教育、職業、警察、その他(講演会、大会、会議、講座など)
※ 宗教活動、政治活動、営業活動などには派遣できません。
- 派遣時間** 午前8時～午後10時
- 派遣の範囲** 埼玉県内(必要に応じて、県外に派遣することもあります)
- 派遣費用** 無料(ただし、入場料、参加費等が必要な場合は要約筆記者の分もご負担ください)
- 申込方法** 利用者の住所、氏名、電話又はFAX番号、派遣希望日時、場所、内容を(様式は自由)埼玉聴覚障害者情報センターあて、電話又はFAXで申込みしてください。
- 申込受付時間** 月曜～土曜(午前9時～正午、午後1時～午後5時)(日曜・祝日・年末年始を除く)

《窓口》 埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内

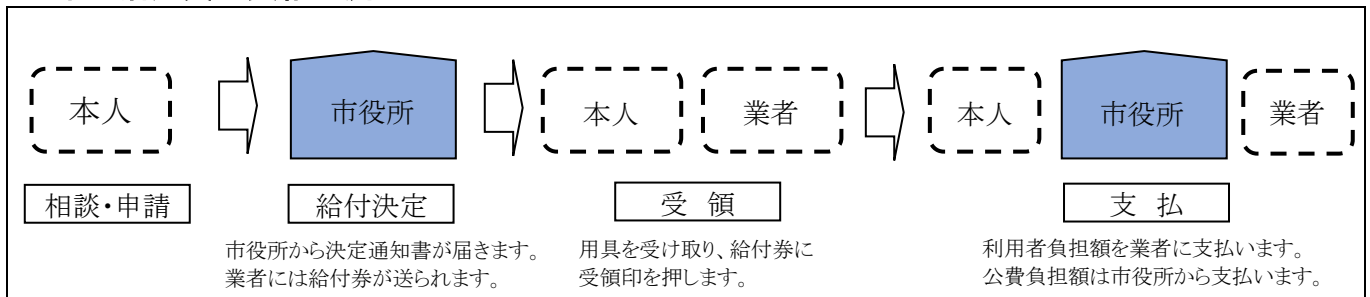
TEL 048-814-3353 FAX 048-814-3354

日常生活用具給付等事業

障がいのある方又は難病患者等に対し、福祉の向上を図るため、日常生活上の便宜を図るための用具を給付・貸与します。

なお、原則として、日常生活用具給付等に要する経費(基準額)の1割が本人負担額となります。

日常生活用具の支給の流れ



◇心身障がい者(児)・難病患者日常生活用具一覧表

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
介護・訓練支援用具	肢体 難病	特殊寝台	給付	8	18歳以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態の者
	肢体 難病	訓練用ベッド	給付	8	3歳以上18歳未満で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障害の者
	肢体 難病	特殊マット	給付	5	3歳以上で (1) 下肢又は体幹1級の者(常時介護を要する者に限る) (2) 下肢又は体幹2級以上の者 (3) 重度又は最重度の知的障がい者 (4) 難病患者等で寝たきり状態の者
	肢体 難病	特殊尿器	給付	5	学齢児以上で (1) 下肢又は体幹1級の者(常時介護を要する者に限る) (2) 難病患者等で、自力で排尿できない状態の者
	肢体	入浴担架	給付	5	3歳以上で下肢又は体幹2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)
	肢体 難病	体位変換器	給付	5	3歳以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る) (2) 難病患者等で寝たきり状態の者
	肢体 難病	移動用リフト	給付	4	3歳以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障害の者
	肢体	訓練いす	給付	5	3歳以上18歳未満で下肢又は体幹2級以上の者

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
自立生活支援用具	肢体難病	入浴補助用具	給付	8	3歳以上で (1) 下肢又は体幹機能に障がいを有し入浴に介助を要する者 (2) 難病患者等で入浴に介助を要する者
	肢体難病	便器	給付	8	学齢児以上で (1) 下肢又は体幹2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者
	その他	頭部保護帽	給付	3	(1) 平衡機能、下肢又は体幹機能障害の者 (2) てんかん発作等より頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい者
	肢体	T字状・棒状のつえ	給付	3	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、つえの使用により歩行機能が補完される者
	肢体	移動・移乗支援用具	給付	8	3歳以上で平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	肢体難病	特殊便器	給付	8	学齢児以上で (1) 上肢2級以上の者 (2) 難病患者等で上肢機能に障がいを有する者
	その他	火災警報器	給付	8	(1) 障害等級2級以上の身体障がい者 (2) 重度又は最重度の知的障がい者 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
	その他難病	自動消火器	給付	8	(1) 障害等級2級以上の身体障がい者 (2) 重度又は最重度の知的障がい者 (3) 難病患者等 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
	視覚	電磁調理器	給付	6	18歳以上で視覚2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	10	学齢児以上で視覚2級以上の者

6章 日常生活の支援

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
自立生活支援用具	視覚	小型送信機	給付	10	学齢児以上で視覚2級以上の者
	聴覚	聴覚障がい者用 屋内信号装置	給付	10	18歳以上で聴覚2級の者(聴覚障がい者のみの世帯で及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
	視覚	視覚障がい者用 誘導装置	給付	10	18歳以上で視覚障がい者のうち、音声による誘導を必要とする者
	聴覚	携帯用信号装置	給付	5	聴覚障がい者のうち、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者
	肢体	トイレチェアー	給付	8	けい髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者
	肢体	車椅子用段差昇降機	給付	8	常時車椅子を使用する者
在宅療養等支援用具	内部	透析液加温器	給付	5	3歳以上でじん臓3級以上の者のうち、自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者
	内部 難病	ネブライザー	給付	5	(1) 呼吸器3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者 (2) 難病患者等で呼吸器機能障害の者
	内部 難病	電気式たん吸引器	給付	5	上記と同じ
	内部	酸素ポンベ運搬車	給付	10	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	難病	動脈血中酸素飽和度 測定器 (パルスオキシメーター)	給付	5	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
	視覚	盲人用体温計 (音声式)	給付	5	学齢児以上で視覚2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
	視覚	盲人用体重計	給付	5	上記と同じ

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
情報・意思疎通支援用具	音声・言語 肢体	携帯用会話補助装置	給付	5	学齢児以上で音声言語機能に障がいを有し、又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがある者
	視覚 肢体	情報・通信支援用具	給付	5	学齢児以上で視覚又は上肢2級以上で情報機器(パソコン)の使用により、社会参加が見込まれる者
	視覚	点字ディスプレイ	給付	6	18歳以上で視覚2級以上の者
	視覚	点字器	給付	5 又は 7	学齢児以上で視覚障がいの者
	視覚	点字タイプライター	給付	5	学齢児以上で視覚2級以上の者(本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る)
	視覚	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	給付	6	学齢児以上で視覚2級以上の者
	視覚	視覚障がい者用 活字文書読み上げ装置	給付	6	上記と同じ
	視覚	視覚障がい者用 拡大読書器	給付	8	学齢児以上の視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
	視覚	盲人用時計	給付	10	18歳以上で視覚2級以上の者。(なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)
	聴覚 音声・言語	聴覚障がい者用 通信装置	給付	5	学齢児以上の聴覚障がい者又は音声・発語に著しい障がいがある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	聴覚	聴覚障がい者用 情報受信装置	給付	6	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	その他	人工こう頭	給付	4 又は 5	こう頭摘出等の音声機能障害により発声が困難な者
	その他	福祉電話	貸与	—	18歳以上の難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚	点字図書	給付	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者

種目	対象障がい	品目	区分	耐用年数	対象者
排泄管理支援用具	肢体	ストマ装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	給付	—	ぼうこう・直腸の機能障害があり、ストマを造設している者 (身体障害者手帳申請中の場合も含む)
	肢体	紙おむつ等 (紙おむつ、さらし・ ガーゼ等衛生用品) 及び洗腸装具	給付	—	3歳以上で (1) ストマ用装具を装着することができない者 (2) 高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害の者 (3) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者
	その他	紙おむつ	給付	—	3歳以上で (1) 常時失禁等がある下肢若しくは体幹2級以上の者 (2) 知的障がいの程度が重度又は最重度の者
	肢体	収尿器	給付	1	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、 収尿器を必要とする者
住宅改修費	肢体	居宅生活 動作補助用具	給付	—	学齡児以上の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非 進行性の脳病変による運動機能障害者であって障害等級3 級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上 肢2級以上の者)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

なお、利用者負担については、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

対象者 市内に住所を有する方又は自立支援給付の決定を受け市外の障害者支援施設等に入所している方で、知的障がい者、精神障がい者(発達障がいや高次脳機能障がいを含む)又は身体障がい者で屋外活動が著しく困難を伴う方

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等が通い、創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の支援を行います。

◇地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
久喜市障がい者地域活動支援センター ベルベール	久喜市久喜中央2-4-30 コバヤシビルB棟101	TEL 25-2755 FAX 29-3885	医療法人 大壮会

◇地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。なお、利用者負担については原則としてサービスにかかる費用の1割及び食費の実費負担をしていただきます。(旧身体障がい者デイサービス)

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
地域活動支援センター たいよう	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内1階	TEL 24-0051 FAX 24-3521	社会福祉法人 みぬま福祉会

◇地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者に対し、通所による創作的活動又は生産活動の支援を実施しています。

(旧精神障がい者小規模作業所「あんご工房」)

事業所	所在地	問い合わせ	委託先
あんご工房	久喜市久喜東5-2-31	TEL 25-0151 FAX 25-0151	特定非営利活動 法人あんご工房

訪問入浴サービス事業

家庭において独力又は家族のみの介助では入浴が困難な身体障がい者に対し、居宅に簡易浴槽を持ち込んで部屋で入浴できる、巡回型の入浴サービスを提供します。

対象者 市内に住所を有する者で、肢体不自由1～2級の者(18歳以上)

内容 市に登録している事業者により原則週1回を限度に利用できます。

なお、利用者負担については、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

更生訓練費・就職支度金給付制度

更生訓練費給付制度とは、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

就職支度金給付制度は、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対して就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

知的障害者職親委託事業

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。これによって、就職に必要な支援を行うとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

生活支援事業

障がい者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導等の本人活動支援などを行なうことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とした事業です。

事業名	対象事業	事業内容
生活訓練等事業	障がい者 パソコン教室	障がい者の社会参加及び自立を促進するため、情報収集及びコミュニケーションを図るパソコンを利用し、障がい者の生活の質と福祉の向上を図っています。
本人活動支援事業	フレンドシップ 学級	就労している、若しくは就労経験のある知的障がい者の相互の交流を深め、自主的な社会参加の促進を図るために、毎月1回活動を行っています。 対象者 市内に住所を有し就労している、若しくは就労経験のある15歳以上の知的障がい者 活動内容 レクリエーション、映画鑑賞会、スポーツ、調理実習等

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業です。

なお、利用者負担については、原則としてサービスにかかる費用の1割となります。

対象者 市内に住所を有する方で、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者(発達障がいや高次脳機能障がいを含む)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

社会参加促進事業

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障がい者の社会参加を促進することを目的とした事業です。

事業名	対象事業	事業内容
点字・声の広報等 発行事業	声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳・音声訳その他障がい者にわかりやすい方法により、広報紙等障がい者が地域生活をするうえで、必要度の高い情報を定期的に提供する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座 (入門・基礎課程)	聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員などを養成する事業です。
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	自動車運転免許取得費 補助金	対象者 市内に住所を有し、運転免許を取得することにより就労、社会参加の機会が認められる障害者手帳所持者(本人及び家族の所得により制限があります) 内 容 取得経費の3分の2を補助します。ただし、12万円を限度とします。
	自動車改造費補助金	対象者 市内に住所を有し、障がいに応じた自動車の改造をすることにより、就労、社会参加の機会が認められる身体障害者手帳所持者(本人及び家族の所得により制限があります) 内 容 自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を10万円まで助成します。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

その他事業

◇福祉タクシー利用助成事業

市内に住所がある在宅の対象者が、埼玉県が協定を締結した協会等に属する事業所及び市で個別に協定を締結した介護タクシー等を利用した場合の初乗り運賃を助成します。ただし、長期入院・施設入所の方は対象外です。

- 対象者**
- ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・療育手帳④～Bの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

内容 申請により、年間36枚の利用券を交付します。1回の乗車につき1枚利用できます。

利用方法 料金を支払う際に、手帳を提示し、福祉タクシー利用券と差額を支払います。タクシー料金の割引(59ページ参照)と併用することができます。

※ 同年度内に自動車燃料費の助成を受けている場合には、福祉タクシー利用券の利用はできません。

◇自動車燃料費利用助成事業

市内に住所がある在宅の対象者が、市内の指定されたガソリンスタンドで給油をする場合、燃料費の一部を助成します。ただし、長期入院・施設入所の方は対象外です。

- 対象者**
- ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・療育手帳④～Bの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

内容 申請により、年間18枚の利用券を交付します。
1枚につき500円が助成され、1回の給油で6枚まで利用できます。

※ 同年度内に福祉タクシー利用費の助成を受けている場合には、自動車燃料費利用券の利用はできません。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)